

石 木 ダ ム

長崎県が「地元の了解なしではダムは造らない」と覚書きを交わした上で予備調査を開始した1972年からこれまでの50年以上、2009年からは土地収用法を適用しての事業強行により地元住民を苦しめ続けている石木ダム。13世帯約60人が生活の場から追い出されようとしている。最初からダムありきの計画で、必要性は後からつけたしたもの。ダム事業関係費だけで285億円、石木ダムに水利権設定申請をしている佐世保市の水道事業関係費が325億円（2019年再評価時点）かかるとされている。

被収用者らは、行政不服審査法に基づく、「石木ダム収用明渡裁決取消しを求める審査請求」中である。

1. 被収用者の怒り

1. 被収用者は、石木ダム建設事業起業者による収用を認めず、明渡は拒否し、従来からの占有（居住・農耕等）を継続している。
2. 起業者が収用したとする農地等へ立ち入って工事に着手。従来からの農耕を不可能にする事態が生じ、生活基盤の破壊行為に対して強く抗議し、工事中止を求めている。収用明渡裁決執行停止を求めたが、「原状復帰可能な範囲」として国土交通大臣が決定した。原状復帰を法的に確定するには、起業者を相手にした訴訟裁決が必要とのこと。行政不服審査法の精神に背いた「決定」

2. その理由

1. 起業者による覚書不履行

- 長崎県知事と事業地住民3総代が1972年（昭和47年）7月29日に取り交した「石木川の河川開発調査に関する覚書」の第4条が反故にされている。

☆ 「石木川の河川開発調査に関する覚書」第4条

- 乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。

2. 石木ダム事業は不要

- 佐世保市の『水不足』対策としての水源開発 ⇒佐世保市は「水不足」ではない。
- 事業認定当時に想定していた「水不足状態」はすでに回避されている。明渡は不要。
- 川棚川の石木川合流地点より下流の洪水対策 ⇒すでに「石木ダムなし」で対応できている
- 「石木川合流地点より下流の川棚川は、既往最大の洪水が襲来しても石木ダムなしで安全に流下できる。」と長崎県が認めている。
- その結果、「石木ダムによる本来の治水目的（川棚川の石木川合流地点より下流域の治水安全度1/100 基本高水流量1,400m³/秒）の費用対効果は0.2程度でしかない」、と長崎県が認めている。
- 1/100に対応するとしている基本高水流量1,400m³/秒（山道橋地点到達流量1,320m³/秒）は統計学上の実際の生起確率が「500年から1000年に1度」と異常に低いものである。ただし、この洪水（山道橋地点到達流量1,320m³/秒の洪水）が到達したとしても、「石木ダムなしで溢れることなく流下する」ことを長崎県が認めている。
- 国の補助事業であるが、補助事業採択継続を判断する際の再評価において、国は事業者から提出された再評価報告の信憑性について一切審査していない。

3. 石木ダム事業は弊害を生むのみ。生息存続を許さない・環境破壊・人権侵害・つけ払い

4. 以上より、石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的（国土の適正且つ合理的な利用に寄与）に反している。憲法第99条違反

3. 参照願いたい情報サイト

- 水源連 HP [石木ダム](https://tinyurl.com/2fdxfnwk) (<https://tinyurl.com/2fdxfnwk>)
- 石木川まもり隊 HP [石木ダム問題の今](https://ishikigawa.jp/blog/) (<https://ishikigawa.jp/blog/>)